



技術基準適合表示における要望

IPネットワーク設備委員会
技術作業班 第18回会合

2009年03月11日

情報通信ネットワーク産業協会

適合性評価委員会

委員長 : 鬼丸 文夫

副委員長 : 戸田 善文(報告者)

適合性評価委員会(CAC)の活動状況

- 会議：月一定期会議
 - 最近の話題
 - 市場調査
 - 次世代IP端末の技術基準
 - 認証ラベルの電子化
 - 情報通信新法に向けた課題検討
- 認証ラベル電子化の背景
 - 機器の小型化、レベル表示面積縮小、表示情報増加
 - APEC TEL37 MRATFにおいてMotorolaによる eLabelの提案（08年3月）
 - 米国FCCの無線LANのラベルについて電子的な表示を許す
http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-07-56A1.pdf (07年4月)
http://www.access.gpo.gov/nara/cfr/waisidx_08/47cfr15_08.html (08年10月)
- WG活動
 - 08年2月CAC内に“ラベル勉強会”WGを設置
 - 国内外の実情調査
 - CIAJ内複数関連委員会よりラベル関係意見聴取
 - 意見を取りまとめ、総務省、試験認証機関やオペレーターと意見交換
 - 総務省に要望書を08年12月に提出
 - 総務省と定期的な意見交換会を実施し、詳細項目を検討中

DoCoMoの適合表示例



* 各社とも  マーク径5mm

NTT DoCoMo P905i 国際ローミング対応モデル



- ・電話用設備に接続される端末機器+デジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器
- ・W-CDMA(第11号の3)
- ・HSDPA(第11号の7)
- ・Bluetooth(第19号)
- ・ARIB STD T66の表示
- ・製造番号表示
- ・認証取扱業者
- ・警告文

- ・FCC ID
- ・Notified Body(BRITISH APPROVALS BOARD FOR TELECOMMUNICATIONS)
- ・CEマーキング

Softbankの適合表示例

SoftBank

SoftBank 921SH 国内専用モデル



- ・電池リサイクルマークの表示
- ・ARIB STD T66の表示
- ・製造番号表示

・電話用設備に接続される端末機器+デジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

- ・W-CDMA(第11号の3)
- ・HSDPA(第11号の7)
- ・Bluetooth(第19号)

・認証取扱業者

・警告文

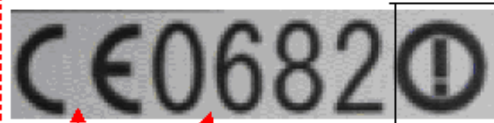
auの適合表示例

au by KDDI
au CDMA W61T 国内専用モデル



- ・認証取扱業者
- ・製造番号表示
- ・ARIB STD T66の表示
- ・電池パックリサイクルマークの表示
- ・電話用設備に接続される端末機器 + デジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器
- ・CDMA(第11号)
- ・CDMA2000(第11号の4)
- ・EVDO(第11号の8)
- ・Bluetooth(第19号)
- ・警告文
- ・Bluetoothロゴ表示

＜例＞国際ローミング対応モデルにした場合下記表示が必要



- ・CEマーキング
- ・Notified Body(CETECOM ICT SERVICES GMBH)
- ・FCC ID:XXXXXXXX
- ・TYPE: XXXXXXXX(CE用)

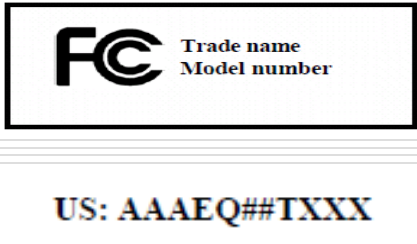



・ハーモナイズしていない機器

無線LAN搭載した場合



← WiFiロゴ表示

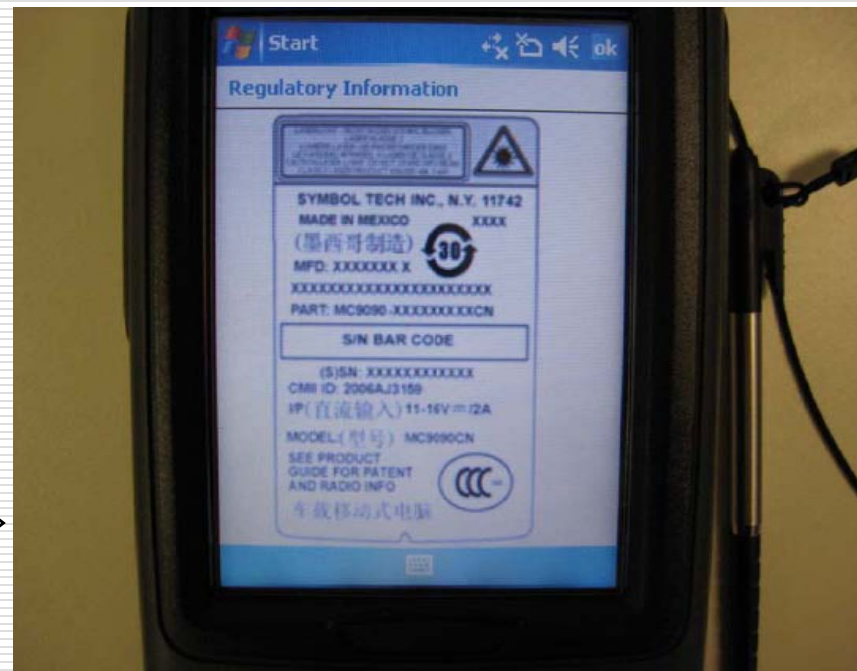
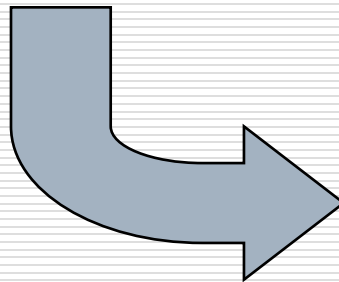
適合表示に関する諸外国(法令)の状況 1

国名	ラベル	認証システム	試験等要求事項	備考
アメリカ		SDoC/TCB	Accredit Test Lab もしくは 供給者	無線機器 Part2, 15 につ いてはTCB/FCC による認証
ヨーロッパ		SDoC	供給者の 選択	
シンガポール		SDoC	Accredit Test Lab	
中国		試験機関によ る試験	Accredit Test Lab	国内での試験 のみ受け入れ

適合表示に関する諸外国(法令)の状況2

国名	ラベル	認証システム	試験等要求事項	備考
韓国		試験機関による試験	Accredit Test Lab	国内での試験のみ受け入れ (SDoCへ移行予定)
マレーシア		試験機関による試験	Accredit Test Lab	ラベルを購入する必要がある
オーストラリア	 <p>A-Tick(有線端末 / 携帯電話 + Nxxxx (Supplier ID))</p>  <p>C-Tick(無線端末) + Nxxxx (Supplier ID)</p>	SDoC	Accredit Test Lab もしくは供給者	

APECでMotorola eLabel提案



“認証情報”→“国名”のように選択。該当する規制項目への適合情報が表示される。

適合表示関連の法令・規則

法令・規則	規則概要
<p>【電気通信事業法】 (表示) ・ 第五十八条 ・ 第五十三条 第二, 三項</p> <p>【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則】 (表示) ・ 第十条、・ 第二十二條、・ 様式第七号</p> <p>[関連条項]</p> <p>【電気通信事業法】 ・ 第五十四条、第五十五条、第六十条、第六十二条 ・ 第六十五条、第六十六条、第六十七条</p> <p>【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則】 ・ 第二十九条、・ 第三十八条</p> <p>【電波法関連告示第四百六十号 平成十五年七月一日 (最終改正 平十九・一〇・二二 第五百八十五号)】 ・ ワイヤレス LAN 関連認証番号の同番発行</p>	<p>[認証マーク]</p> <ul style="list-style-type: none">●見やすい箇所に付さなければならない●マークの大きさは、直径5ミリメートル以上（体積が100cc以下の端末設備にあつては、直径3ミリメートル以上）であること。●材料は、容易に損傷しないものであること。●色彩は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。 <p>[認証番号]</p> <ul style="list-style-type: none">●技術基準適合認定又は設計毎に、“十桁以下の数字と五文字以内の英字”を付する。●機器設備の種別毎に、認証番号を表示する。●変更の規模によらず、認証番号を再取得する。

現状の問題点・要望事項・対応案

現状の問題点	要望事項	対応案
<p>●機器の小型化が進み、表示・貼付スペースの確保が困難である。</p> <p>例) 携帯電話端末は電池用裏蓋を外し、電池背面の筐体に貼り付けている。</p> <p>●認証された端末設備(モジュール)をノートパソコン等に内蔵した際、端末設備上の認証表示(技適マーク・認証番号)を確認することが簡単ではない。</p>	<p>●電子ラベルとする。機器による電子データ保持・表示する。</p> <p>●表示・貼付箇所は柔軟な適用(運用)とする。</p> <p>“見やすい場所”、“表示を容易に識別できる”への対応として、取扱説明書や梱包箱への表示を併用する。</p>	<p>●電子ラベル化対応案 別紙-1</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示内容が現状より大きくなり、見易くなる。 ・携帯電話の場合、認証表示(技適マーク・認証番号)の確認方法が容易になる。 ・ラベルの保護強度が高くなり、容易に剥がすことができなくなる。 ・セキュリティが向上し、偽造防止・コピー防止ができる。 <p>●梱包箱または取扱説明書に、補助的な表示手段として技適マークを表示する。</p>

別紙1 電子ラベル化の課題と対応策

課題	対応案
<p>●ラベルが電子データとして格納されている状態について、「表示が付されている」と判断できるか。</p>	<p>●表示内容を確認する必要がある時はいつでも対応できる機能を追加する。(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メニュー画面に”技適マーク・認証番号”の専用確認項目を追加し、これを選択することにより、ディスプレイ部に表示 <p>●上記の内容・操作方法をマニュアルに記載</p>
<p>●ソフトウェアに不具合があった時、表示できか。</p>	<p>●ソフトウェアの高信頼性を図る。(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① “技適マーク・認証番号”部のメモリを2重化 ②障害時, 待受け画面(メニュー画面)に復旧 <p>●ソフトウェアの不具合時復旧策を実装する。(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①電源再投入時、ソフトウェアリセット ②電池の再装着時、ソフトウェアリセット <p>●上記の内容・操作方法をマニュアルに記載</p>
<p>●セキュリティに関する事項</p>	<p>●セキュリティに関する事項は、具体案を検討中である。</p>